

2 3 樹林管理事業

1 樹林管理事業とは

法律に基づく歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域及び条例に基づく緑地保全推進地区等に位置づけられている樹林地を良好に保持するため、「鎌倉市樹林の管理に関する要綱」(昭和63.5.1)に基づいて、支援事業として所有者の申請により、市が施行するもの。

平成24年度には、都市緑地法に基づく等覚寺地区・梶原五丁目地区の特別緑地保全地区、平成30年度には、上町屋及び寺分二丁目の特別保全地区を追加した。

2 対象地

全 体 1,339.43ha

詳細は別表(対象区域・対象地区分)、別図(樹林管理事業対象区域)のとおり。

【施行年度からの実績】

年度	実施地区	事業費(円)	枝払延長(m)	枝払等本数	人工林	備 考
S63	大町・材木座	15,560,000	1,521	194	0	
H元	長谷・極楽寺	23,729,950	1,179	310	0	
H2	八幡宮	19,796,600	1,569	171	0	
H3	二階堂・浄明寺	21,990,953	1,671	178	6,661㎡	
H4	山ノ内・今泉	22,010,688	840	85	8,880㎡	
H5	浄明寺・十二所	21,540,390	576	105	2,964㎡	
H6	大町・材木座	20,457,860	497	120	0	
H7	長谷・極楽寺	22,554,940	1,100	119	0	
H8	佐助・御成	16,377,000	569	108	0	
H9	八幡宮	19,652,850	726	189	0	
H10	山之内・今泉	19,791,030	920	188	100本	
H11	浄明寺・十二所	18,989,880	806	313	0	
H12	大町・材木座	18,029,340	372	682	0	
H13	長谷・極楽寺	19,449,675	500	104	0	
H14	佐助・御成	19,414,500	755	161	0	
H15	八幡宮	19,898,865	604	246	0	(参考:送:378 申:80 施:50)
H16	山ノ内・今泉	14,980,140	527	145	0	(参考:送:335 申:74 施:48)
H17	浄明寺・十二所	26,447,400	948	263	800㎡・82本	(参考:送:211 申:45 施:36)
H18	大町・材木座	14,759,850	440	138	0	(参考:送:389 申:87 施:52)
H19	長谷・極楽寺	14,971,500	—	353	0	(参考:送:215 申:61 施:46)
H20	佐助・御成	14,998,200	—	210	0	(参考:送:289 申:80 施:66)
H21	八幡宮	15,970,500	—	252	0	(参考:送:346 申:86 施:64)
H22	山ノ内・今泉	15,649,200	195	135	760㎡	(参考:送:305 申:61 施:42)
H23	浄明寺・十二所	13,933,500	290	127	375㎡	(参考:送:196 申:86 施:34)
H24	大町・材木座	12,416,250	—	229	390㎡	(参考:送:371 申:82 施:45)
H25	長谷・極楽寺	11,804,100	—	143	1本	(参考:送:202 申:60 施:31)
H26	佐助・御成	10,854,000	135	186	0	(参考:送:348: 申:122 施:67)
H27	八幡宮	11,102,400	55	205	0	(参考:送:352: 申:88 施:51)
H28	山ノ内・今泉	11,817,252	143	174	18本	(参考:送:315: 申:62 施:44)
H29	浄明寺・十二所、 大町・材木座	15,820,666	—	280	279㎡	(参考:送:581: 申:119 施:68)
H30	長谷・極楽寺、 佐助・御成	13,681,440	—	343	654㎡	(参考:送:507: 申:104 施:83)
R元	八幡宮、 山ノ内・今泉	22,096,800	—	354	849㎡	(参考:送:671: 申:109 施:88)
R2	浄明寺・十二所	7,216,000	—	128	835㎡	(参考:送:203: 申:31 施:26)
R3	大町・材木座	11,052,800	—	172	64㎡	(参考:送:386: 申:64 施:44)
R4	長谷・極楽寺、 佐助・御成	20,583,200	—	382		(参考:送:523: 申:122 施:101)
	計	599,399,719	16,938	7,492	23,511㎡:201本	

※19~21年度の枝払い延長は積算方法の変更に伴い全て本数計上している

3 対象樹林

(1) 人工林

保育作業(間伐、下草刈り、つる切り、除伐、枝打ち等)により良好な植林地の形成を図る。

(2) 自然林

家屋に覆いかぶさる、接触しているなど直接的に日常生活に支障がある場合。

4 要綱及び取扱い基準

別添のとおり

*対象区域及び面積

対象区域	面積：ha	備 考
① 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域	982.20	逗子分(6.8ha)を除く
② 首都圏近郊緑地保全法 第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域	294.00	H18.12区域拡大
③ 都市緑地法(旧、都市緑地保全法 H16改正) 第3条第1項に規定する特別緑地保全地区	48.80	常盤山(H17.9:18ha、H23.10:1ha追加) 他9地区
④ 神奈川県自然環境保全条例 第2条に規定する自然環境保全地域	0.00	H19.3指定解除
⑤ 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例 第9条に規定する緑地保全推進地区	36.35	H17.3青蓮寺1.5ha指定
控除面積(②あるいは③と⑤との重複面積)	-21.92	岡本 3.2ha 昌清院0.8ha 岩瀬15.62ha 寺分2.3ha
計 5地域地区	1,339.43	

*対象地区分

地区名(実施予定年度)	字 名	丁目(区域)	対象区域	実 施 年 度	
浄明寺・十二所地区 (令和6年度)	浄明寺	全 域	歴史的風土保存区域	H05.11.17 .23.29	R02
	十二所	全 域	歴史的風土・近郊緑地		
	手広	二 丁目	特別緑地保全地区		
	笛 田	二 丁目	特別緑地保全地区		
	鎌倉山	四 丁目	特別緑地保全地区		
大町・材木座地区 (令和6年度)	雪ノ下	四・五丁目	歴史的風土保存区域	S63. H06.12.18 .24.29	R03
	小 町	三 丁目			
	大 町	一・三～七丁目			
	材木座	二・四・六丁目			
長谷・極楽寺地区 (令和4年度)	長 谷	一・三～五丁目	歴史的風土保存区域	H01.07.13 .19.25.30	R04
	坂ノ下	全 域			
	極楽寺	一～四丁目			
	稲村ガ崎	一・二・五丁目			
	笛 田	六 丁目	緑地保全推進地区		
佐助・御成地区 (令和4年度)	御成町	全 域	歴史的風土保存区域 特別緑地保全地区	H02.08.14 .20.26.30	R04
	佐 助	一・二丁目			
	笹目町	全 域			
	扇ガ谷	全 域			
	梶 原	一・四・五丁目			
	常 盤	全 域			
	山 崎	全 域			
寺 分	一・二丁目	緑地保全推進地区			
八幡宮地区 (令和5年度)	二階堂	全 域	歴史的風土保存区域	H03.09.15 .21.27.R0 1	R04
	西御門	全 域			
	雪ノ下	一・二丁目			
山ノ内・今泉地区 (令和5年度)	今泉台	三 丁目	歴史的風土保存区域	H04.10.16 .22.28.R0 1	R04
	大 船	未表示			
	山ノ内	全 域			
	今 泉	一・三～五丁目	近郊緑地		
	今泉台	二・四・六・七丁			
	岩 瀬	未表示	特別緑地保全地区 (城廻、玉縄)		
	植 木	全 域			
	城 廻	全 域			
	高 野	全 域	緑地保全推進地区		
	今泉台	五 丁目	歴史的風土・近郊緑地		
	今 泉	二 丁目	歴史的風土保存区域		
今泉台	一 丁目	緑地保全推進地区			
岡 本	二 丁目	特別緑地保全地域			